



# 児童虐待とヤングケアラーの相談



近年、児童に対する虐待は、死亡や傷害にいたる事件が全国で相次いでおり、より深刻さを増しています。また、ヤングケアラーについても、児童虐待と共に子どもたちの基本的人権を侵害する深刻な社会問題となっています。児童に対する虐待は、心とからだの成長に重大な影響を与え、癒しがたい深い心の傷を残す許されない行為です。



## 児童虐待とは…

### 身体的虐待

殴る、蹴る、投げ落とす、激しく揺さぶる、やけどを負わせる、溺れさせる、首を絞める、縄などにより一室に拘束する など

### 性的虐待

子どもへの性的行為、性的行為を見せる、性器を触る又は触らせる、ポルノグラフィの被写体にする など

### 放置や養育の拒否(ネグレクト)

家に閉じ込める、食事を与えない、ひどく不潔にする、自動車の中に放置する、重い病気になっても病院に連れて行かない など

### 心理的虐待

言葉による脅し、無視、きょうだい間での差別的扱い、子どもの目の前で家族に対して暴力をふるう(ドメスティック・バイオレンス:DV) など

## ヤングケアラーとは…

家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者のことを指します。当事者である子どもたちの中には、ヤングケアラーとしての自覚がなかったり、家族の問題としてだれにも相談できなかったりする子どもも少なくありません。

こんなときにはすぐお電話ください。

あの子、もしかしたら虐待を受けているのかしら…



子育てが辛くてつい子どもにあたってしまう…



あの子、もしかしたらヤングケアラーかもしれない…



・お近くの児童相談所

・筑紫野市こども家庭センター  
☎092-921-1308

☎児童相談所 全国共通ダイヤル

※一部のIP電話からはかかりません



専門家が対応します。



出産・子育ての悩みや疑問は、児童相談所・市町村へお気軽にご相談ください。連絡は匿名で行うことも可能です。電話した人の個人情報や、内容の秘密は守られます。

